



兵庫労働局発表
令和6年5月30日

[照会先]
兵庫労働局労働基準部
安全課長 平野 逸郎
主任地方産業安全専門官 濱田 一郎
(直通電話) 078 (367) 9152

報道関係者 各位



兵庫県内の「令和5年 労働災害発生状況」について

～ 死亡者数は過去最少の25人となりました ～

あかまつ としひこ

兵庫労働局（局長：赤松 俊彦）では、このたび、兵庫県内の「令和5年 労働災害発生状況」を取りまとめましたので公表します。

令和5年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患（以下「コロナ」という。）を除いた労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」という。）は、過去最少の25人（前年比7人減）となりました。

一方で、休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）は5,278人（前年比148人増）で、4年連続の増加となりました。

コロナによる死亡者数は0人（前年比1人減）、死傷者数は1,167人（前年比5,491人減）となりました。

※ コロナを含めた死傷者数は6,445人（前年比5,343人減）。

今年度は、労働災害の減少に向け、「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」（令和5年度から令和9年度の5年間）の2年目として、建設現場等における足場等の高所からの墜落・転落災害、陸上貨物運送事業において多発している荷役作業中の災害の防止対策の徹底、小売業及び社会福祉施設で多発している労働者の作業行動が起因して発生する転倒や腰痛等（行動災害）による労働災害防止を図るための意識啓発を通じた自主的な安全衛生活動の普及・定着等を重点に取り組んでいきます。

また、全国安全週間（7月1日～7日）とその準備月間（6月1日～30日）では、兵庫労働局、県下労働基準監督署から事業場、関係業界団体等に対して、積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけます。

【令和5年労働災害発生状況の分析等の概要】

労働災害発生状況の主な概要

1 死亡者数 ※1

死亡者数は25人で過去最少となりました。

死亡者数を業種別で見ますと、製造業6人、建設業8人、林業1人、商業3人、保健衛生業1人、清掃・と畜1人、その他の業種5人となりました。

「製造業」の死亡者数は、前年比で2人(25.0%)減少しました。一方で、「建設業」の死亡者数は、令和3年から3年連続8人で高止まりの状況にあります。また、「商業」は前年比で2人減少したものの、増減を繰り返す状況にあります。

【別添 グラフ1、表1参照】

2 死傷者数 ※2

死傷者数は、「業種」別の多い順では、コロナを除いて最も多いのは、「製造業」1,140人(前年比7人・0.6%増)、次いで「商業」858人(前年比10人・1.2%減(うち「小売業」651人(前年比8人・1.2%減))、「保健衛生業」789人(前年比85人・12.1%増(うち社会福祉施設598人(前年比66人・12.4%増))、「陸上貨物運送事業」625人(前年比34人・5.2%減)、「建設業」438人(前年比11人・2.4%減)となっています。

【別添 グラフ2、表3、グラフ3参照】

3 事故の型別

「事故の型」別の死亡者数の多い順では、「墜落・転落」6人、「交通事故(道路)」5人、「激突され」4人、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」がそれぞれ3人となっています。

「はさまれ・巻き込まれ」による死亡者数は、前年比で4人減少し、「墜落・転落」は、前年比で1人減少しました。一方で、「交通事故(道路)」は2年連続5人となり、また「激突され」にあっては、前年比で4人増加に転じました。

なお、熱中症による死亡者数は2人発生しました。(前年比1人増)

【別添 表2参照】

「事故の型」別の死傷者数で最も多いのは、「転倒」1,463人(前年比95人・6.9%増)、次いで腰痛等の「動作の反動・無理な動作」800人(前年比5人・0.6%減)、「墜落・転落」727人(前年比27人・3.9%増)、「はさまれ・巻き込まれ」568人(前年比17人・3.1%増)、「激突」317人(前年比4人・1.2%減)、「交通事故(道路)」304人(前年比13人・4.5%増)となりました。

また、労働者の作業行動に起因する災害(行動災害)である「転倒」と「動作の反動・無理な動作」の合計は2,263人で、全死傷者数の4割超(42.9%)となっています。

事故の型別を死傷者数が多い業種の順で見ますと、「墜落・転落」は、建設業が最も多く144人で、次いで多いのが陸上貨物運送事業142人で、荷台からの墜落が多くを占めます。

「転倒」は、商業が最も多く297人、次いで保健衛生業291人、製造業232人となっています。

なお、転倒による死傷者数1,463人は過去最多であり、なかでも60歳以上が5割弱(47%)を占め、50歳以上で見ますと、女性は男性の約2倍(女性705人/男性403人)被災しています。

「はさまれ・巻き込まれ」は、製造業が最も多く287人で、全産業の5割超であります。

【別添 表4、グラフ4、表5、グラフ5参照】

4 年齢別

死亡者数 25 人のうち、「60 歳～」は 7 人で、全体の約 3 割（28%）を占めています。

死傷者数のうち、年齢別の多い順では、「60 歳～」1,548 人、「50 歳～59 歳」1,450 人、「40 歳～49 歳」998 人、「30 歳～39 歳」610 人、「20 歳～29 歳」581 人、「～19 歳」91 人となっています。

死傷者数では、50 歳以上でみると、全体の 5 割超（56.8%）を占め、5.9%増加しました。

【別添 表 6、グラフ 6 参照】

5 災害の程度別

死傷者数のうち、「2 週以上～1 月未満」が 2,218 人で最も多く、次いで「4 日以上～2 週未満」1,191 人、「1 月以上～3 月未満」1,019 人となっています。令和 4 年と比べて「1 月以上～3 月未満」が半減（50.0%減）しており、災害の重症度は低減しました。

【別添 表 7、グラフ 7 参照】

6 事業の規模別

「10 人～29 人」規模が最も多く 1,353 人、25.6%を占め、30 人未満でみると全体の 4 割超（41.6%）を占めています。

また、安全管理者、衛生管理者並びに産業医を選任する義務が生じない規模である 50 人未満では、全体の約 6 割（56.8%）を占めています。

【別添 表 8、グラフ 8 参照】

※ 1 死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計。

※ 2 事業者から提出される労働者死傷病報告（様式第 23 号）をもとに、死亡者数及び休業 4 日以上の死傷者数を集計。

なお、これらの件数に通勤中に発生した災害の件数は含まない。



兵庫労働局
ホームページ
【災害統計】



兵庫労働局
ホームページ
【兵庫 14 次防計画】



兵庫労働局
【転倒災害防止啓発用
YouTube 動画】



厚生労働省
ホームページ
【全国安全週間】

兵庫県内の「令和5年 労働災害発生状況」の分析

目次

1 概況	P 2
2 死亡者数	P 3
(1) 業種別	P 3
(2) 事故の型別	P 4
3 死傷者数	P 4
(1) 業種別	P 4
(2) 事故の型別	P 5
(3) 年齢別	P 7
(4) 災害の程度別	P 8
(5) 事業の規模別	P 9
(6) 災害発生月別	P 10

参照資料のご案内

労働災害発生状況の詳細資料につきましては、当局ホームページの「事例・統計情報」をご覧ください。

(当局ホームページ: 掲載箇所 - 兵庫労働局 > 事例・統計情報 > 災害統計・事例 > 労働災害発生状況 > 令和5年 確定値)

(「兵庫労働局 災害統計」と入力して検索)



兵庫労働局
ホームページ
【災害統計】

1 概況

令和5年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患（以下「コロナ」という。）によるものを除いた労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」という。）は25人（前年比7人減）と過去最少となりました。休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は5,278人（前年比148人増）と令和2年から4年連続で増加しました。

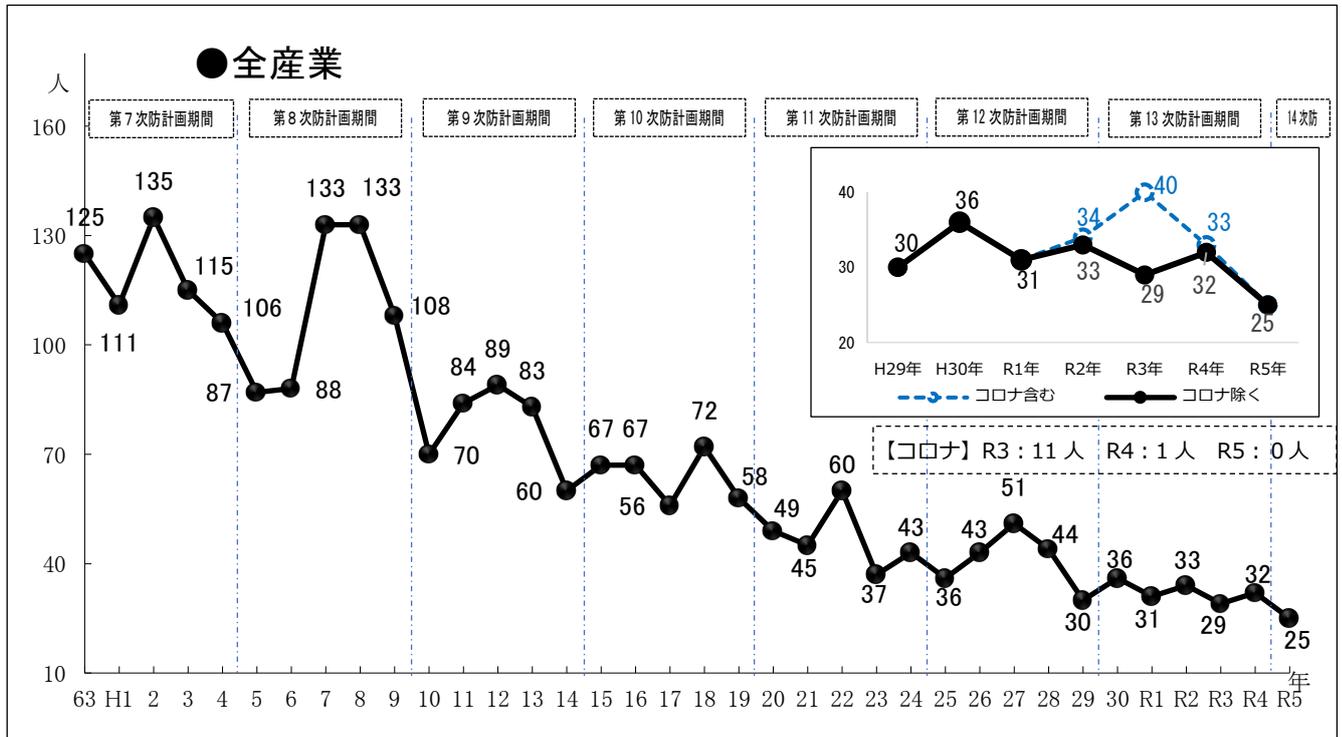
また、コロナによる死亡者数は0人（前年比1人減）、死傷者数は1,167人（前年比5,491人減）となりました。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり・患によるものを含めた死傷者数は6,445人（前年比5,343人減）。

今年度は、労働災害の減少に向け、「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」（令和5年度から令和9年度の5年間）の2年目として、建設現場等における足場等の高所からの墜落・転落災害、陸上貨物運送事業において多発している荷役作業中の災害の防止対策の徹底、小売業及び社会福祉施設で多発している労働者の作業行動が起因して発生する転倒や腰痛等（行動災害）による労働災害防止を図るための意識啓発を通じた自主的な安全衛生活動の普及・定着等を重点に取り組んでいきます。

また、全国安全週間（7月1日～7日）とその準備月間（6月1日～30日）では、兵庫労働局、県下労働基準監督署から事業場、関係業界団体等に対して、積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけます。

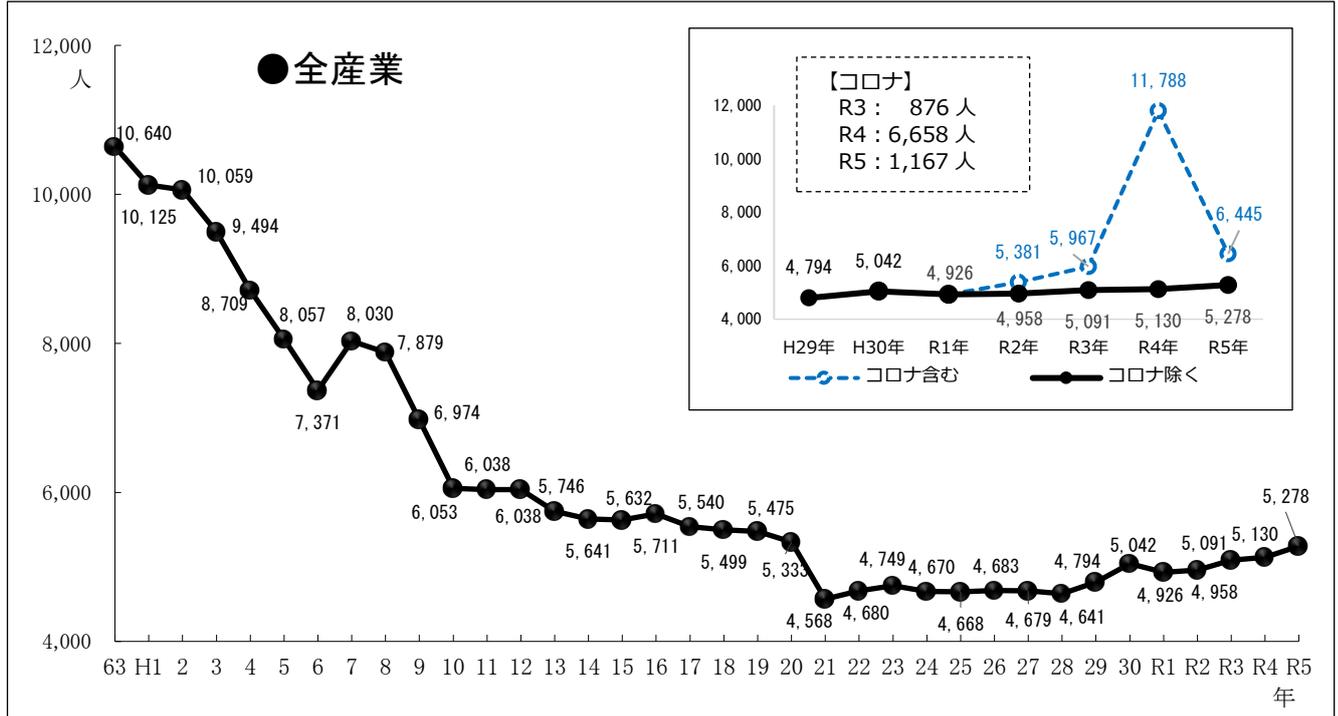
グラフ1 死亡者数の推移



資料出所 死亡災害速報

「第〇次防犯計画：第〇次労働災害防止計画の略」

グラフ2 死傷者数の推移



資料出所 労働者死傷病報告

2 死亡者数 ※1：死亡災害速報による死亡者数

(1) 業種別

死亡者数 25 人を業種別で見ると、「建設業」が 8 人で最も多く、次いで「製造業」 6 人、「商業」 3 人で発生している。

「製造業」の死亡者数は、前年比で 2 人 (25.0%) 減少した。一方で、「建設業」の死亡者数は、令和 3 年から 3 年連続 8 人となった。「商業」は前年比で 2 人減少したものの、増減を繰り返す状況にある。

他業種と令和 3 年以降の年別発生状況は、表 1 のとおりである。

表 1 業種別・年別 死亡者数の推移 (人)

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 4 年 / 令和 5 年	
				増減数 (人)	増減率
全産業	29	32	25	-7	-21.9%
製造業	7	8	6	-2	-25.0%
建設業	8	8	8	±0	±0.0%
陸上貨物運送事業	5	1	0	-1	-100.0%
林業	0	0	1	+1	-----
商業	3	5	3	-2	-40.0%
保健衛生業	0	1	1	±0	±0.0%
清掃・と畜	2	2	1	-1	-50.0%
その他の業種	4	7	5	-2	-28.6%

※ コロナ除く。

(2) 事故の型別

「事故の型」別の多い順では、「墜落・転落」6人、「交通事故（道路）」5人、「激突され」4人、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」がそれぞれ3人となっています。

「はさまれ・巻き込まれ」による死亡者数は、前年比で4人減少し、「墜落・転落」は、前年比で1人減少した。一方で、「交通事故（道路）」は2年連続して5人となり、「激突され」にあつては、前年比で4人増加した。

なお、熱中症による死亡者数は2人であった。（前年比1人増）

表2 事故の型別 死亡者数の推移（人） 令和5年の多い順に上位5型

	令和3年	令和4年	令和5年
墜落・転落	7	7	6
交通事故（道路）	4	5	5
激突され	2	0	4
はさまれ・巻き込まれ	9	7	3
転倒	2	2	3

※ 熱中症による死亡者数は2人発生（前年比1人増）

3 死傷者数 ※2：労働者死傷病報告（様式第23号）による死傷者数

(1) 業種別

「業種」別の多い順では、コロナを除いた死傷者数で、最も多いのは、「製造業」1,140人（前年比7人・0.6%増）、次いで「商業」858人（前年比10人・1.2%減（うち「小売業」651人（前年比8人・1.2%減）、「保健衛生業」789人（前年比85人・12.1%増（うち社会福祉施設598人（前年比66人・12.4%増）、「陸上貨物運送事業」625人（前年比34人・5.2%減）、「建設業」438人（前年比11人・2.4%減）となっている。

表3 業種別（主要業種）死傷者数の推移（人）

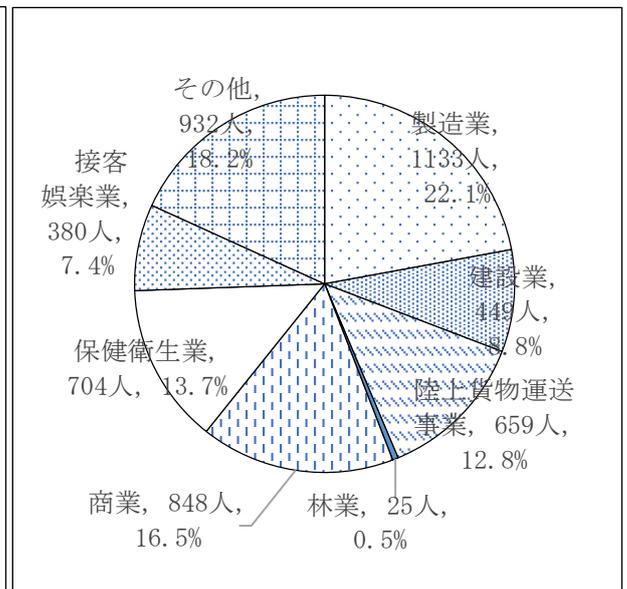
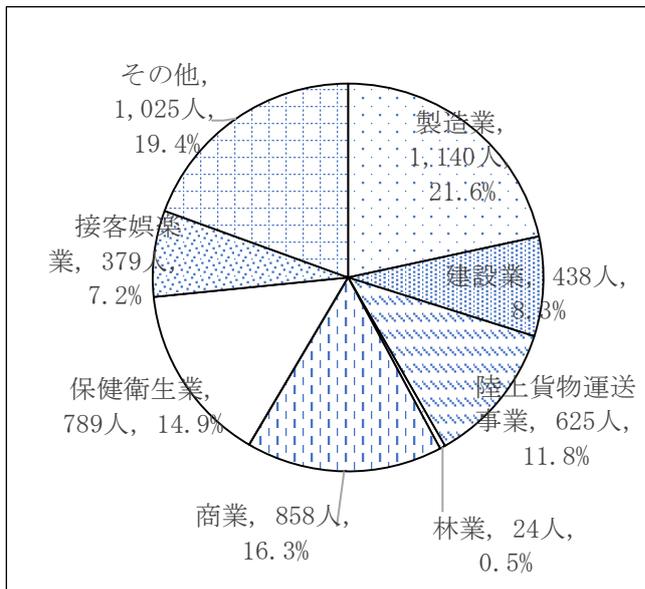
	令和4年		令和5年		令和4年／令和5年	
	コロナ除く	(コロナ)	コロナ除く	(コロナ)	増減数（人）	増減率
全産業	5,130	(6,658)	5,278	(1,167)	+148 (-5,491)	+2.9% (-82.5%)
製造業	1,133	(82)	1,140	(8)	+7 (-74)	+0.6% (-90.2%)
建設業	449	(115)	438	(3)	-11 (-112)	-2.4% (-97.4%)
陸上貨物運送事業	659	(6)	625	(0)	-34 (-6)	-5.2% (-100.0%)
林業	25	(0)	24	(0)	-1 (±0)	-4.0% (----%)
商業	848	(125)	858	(7)	-10 (-118)	-1.2% (-94.4%)
（小売業）	659	(65)	651	(1)	-8 (-64)	-1.2% (-98.5%)

保健衛生業	704	(5,906)	789	(1,089)	+85 (-4,817)	+12.1% (-81.6%)
(社会福祉施設)	532	(2,887)	598	(598)	+66 (-2,289)	+12.4% (-79.3%)
接客娯楽業	380	(49)	379	(1)	-1 (-48)	-0.3% (-98.0%)
(飲食店)	216	(30)	218	(1)	+2 (-29)	+0.9% (-96.7%)
その他	932	(375)	1,025	(59)	+93 (-316)	+10.0% (-84.3%)

グラフ3 業種別（主要業種）死傷者数の構成比

【令和5年】

【令和4年】



(2) 事故の型別

事故の型別では、死傷者数で最も多いのは、「転倒」1,463人（前年比95人・6.9%増）、次いで腰痛等の「動作の反動・無理な動作」800人（前年比5人・0.6%減）、「墜落・転落」727人（前年比27人・3.9%増）、「はさまれ・巻き込まれ」568人（前年比17人・3.1%増）、「激突」317人（前年比4人・1.2%減）、「交通事故（道路）」304人（前年比13人・4.5%増）となった。

また、労働者の作業行動に起因する災害（行動災害）である「転倒」と「動作の反動・無理な動作」で2,263人となり、全死傷者数の4割超（42.9%）となった。

業種別・事故の型別の死傷者数では、「墜落・転落」では、建設業が最も多く144人で、次いで多いのが陸上貨物運送事業142人で、荷台からの墜落が多くを占める。

「転倒」の死傷者数は、過去最多で、初めて1,400人を超えた。また、商業が最も多く297人、次いで保健衛生業291人、製造業232人となっている。

「転倒」は、60歳以上が4割超（47%）を占め、50歳以上でみると、女性は男性の約2倍（女性705人／男性403人）被災している。

「はさまれ・巻き込まれ」は、製造業が最も多く287人で、全産業の5割超である。

表4 事故の型別 死傷者数、対前年増減率

令和5年の多い順に上位6型

順番	事故の型	死傷者数（人）		令和4年／令和5年	
		令和4年	令和5年	増減数（人）	増減率
1	転倒	1,368	1,463	+95	+6.9%
2	動作の反動・無理な動作	805	800	-5	-0.6%
3	墜落・転落	700	727	+27	+3.9%
4	はさまれ・巻き込まれ	551	568	+17	+3.1%
5	激突	321	317	-4	-1.2%
6	交通事故（道路）	291	304	+13	+4.5%

グラフ4 事故の型別 死傷者数の構成比（令和5年）

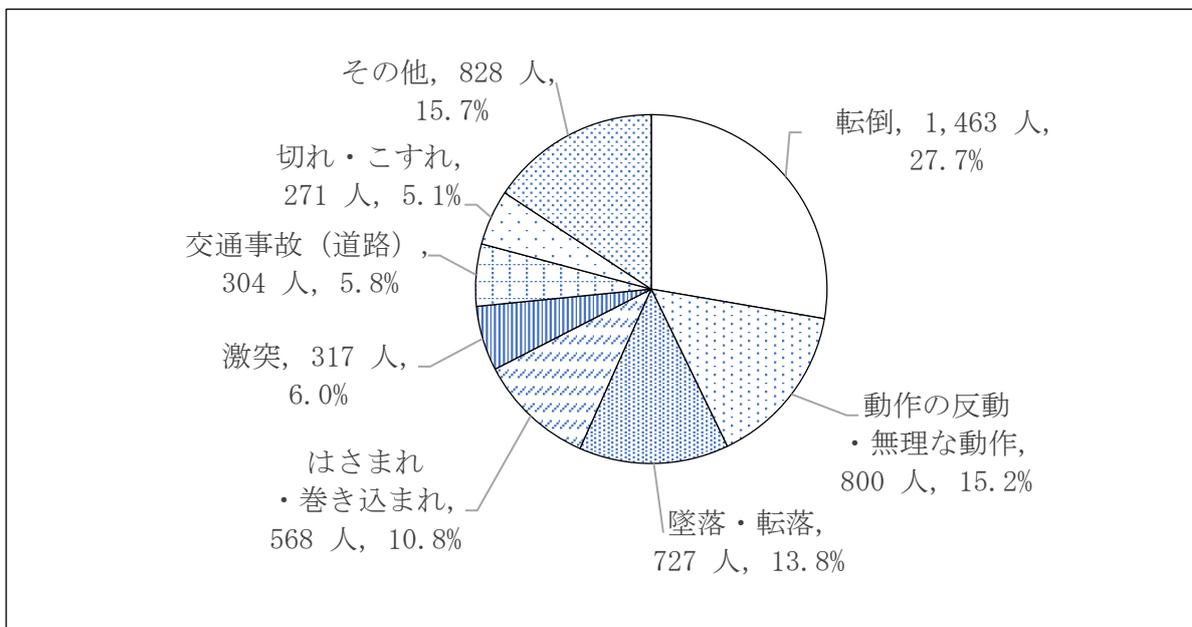


表5 事故の型別による業種別の死傷者数発生状況

令和5年の多い順に上位5業種

墜落・転落			転倒		
	令和4年	令和5年		令和4年	令和5年
全産業	700(7)	727(6)	全産業	1,368(2)	1,463(3)
建設業	136(2)	144(2)	商業	272(1)	297(2)
陸上貨物運送事業	156(0)	142(0)	保健衛生業	261(0)	291(0)
製造業	107(1)	124(1)	製造業	264(0)	232(0)
商業	100(2)	92(0)	接客娯楽業	107(0)	128(0)
保健衛生業	35(0)	47(0)	陸上貨物運送事業	125(0)	118(0)

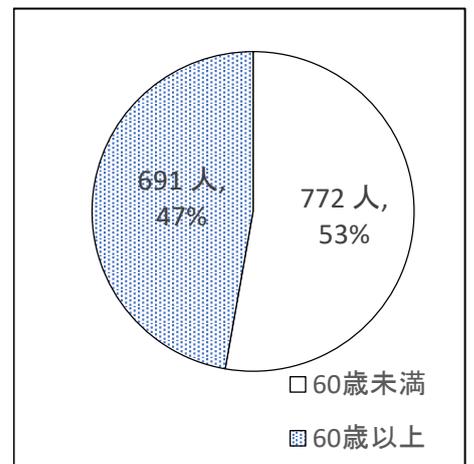
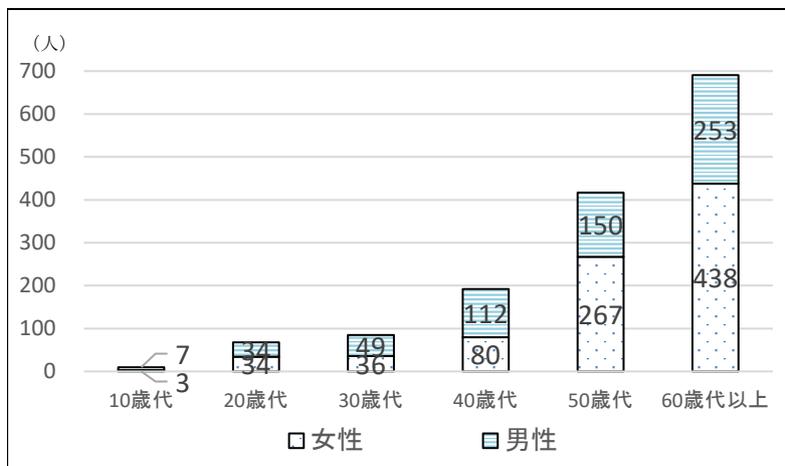
はさまれ巻き込まれ	令和4年	令和5年
全産業	551(7)	568(3)
製造業	267(5)	287(2)
陸上貨物運送事業	87(0)	60(0)
商業	53(0)	57(0)
建設業	40(0)	52(1)
清掃と畜業	21(1)	22(0)

動作の反動・無理な動作	令和4年	令和5年
全産業	805(0)	800(0)
保健衛生業	224(0)	222(0)
製造業	123(0)	146(0)
商業	153(0)	118(0)
陸上貨物運送事業	116(0)	109(0)
接客娯楽業	46(0)	42(0)

交通事故（道路）	令和4年	令和5年
全産業	291(5)	304(5)
商業	72(1)	86(0)
保健衛生業	35(1)	42(1)
通信業	30(0)	30(0)
陸上貨物運送事業	30(1)	26(0)
建設業	26(2)	17(2)

コロナ	令和4年	令和5年
全産業	6,658(1)	1,167(0)
保健衛生業	5,906(0)	1,089(0)
道路旅客運送業	186(0)	45(0)
製造業	82(1)	8(0)
商業	125(0)	7(0)
建設業	115(0)	3(0)

グラフ5 事故の型（転倒災害）における性別一年代別 死傷者数の構成比（令和5年）



(3) 年齢別

年齢別の多い順では、「60歳～」1,548人、「50歳～59歳」1,450人、「40歳～49歳」998人、「30歳～39歳」610人、「20歳～29歳」581人、「～19歳」91人となっている。

死亡者数25人のうち、「60歳～」は7人で、全体の約3割（28%）を占めている。死傷者数では、50歳以上でみると、全体の5割超（56.8%）を占め、5.9%増加した。

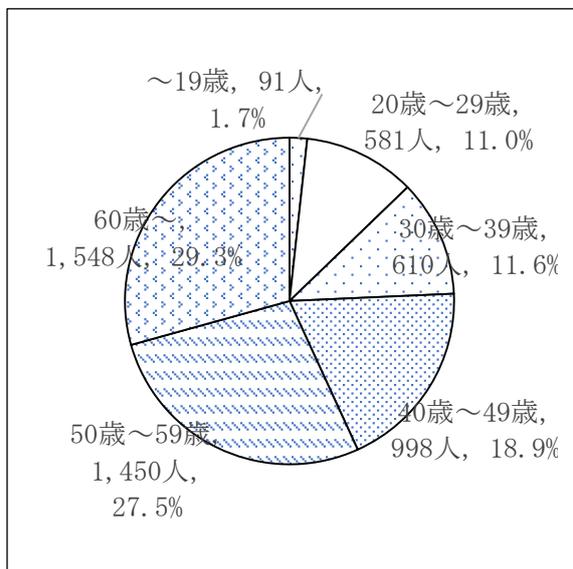
表6 年齢別 死傷者数、構成比、対前年増減率

	死傷者数 (人)		令和5年 構成比	令和4年／令和5年	
	令和4年	令和5年		増減数 (人)	増減率
総数	5,130(32)	5,278(25)	100.0%	+148	+2.9%
60歳～	1,443(14)	1,548(7)	29.3%	+105	+7.3%
50歳～59歳	1,389(8)	1,450(8)	27.5%	+61	+4.4%
40歳～49歳	997(2)	998(4)	18.9%	+1	+0.1%
30歳～39歳	582(3)	610(3)	11.6%	+28	+4.8%
20歳～29歳	601(5)	581(3)	11.0%	-20	-3.3%
～19歳	118(0)	91(0)	1.7%	-27	-22.9%

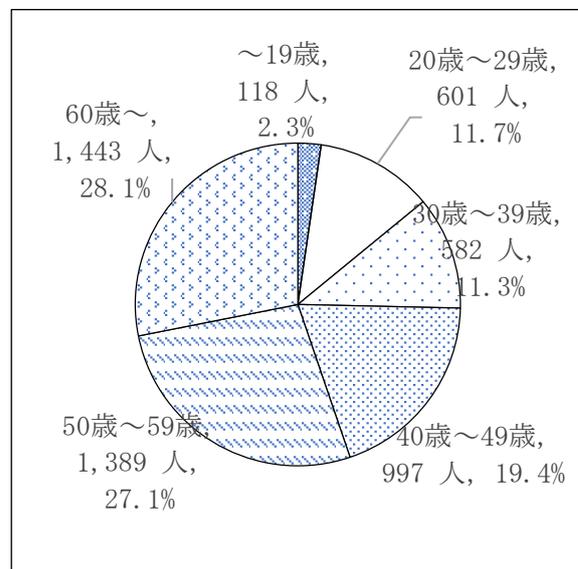
※ コロナ除く、()内は死亡者数で内数である。

グラフ6 年齢別 死傷者数の構成比

【令和5年】



【令和4年】



(4) 災害の程度別

「2週以上～1月未満」が2,218人で最も多く、次いで「4日以上～2週未満」1,191人、「1月以上～3月未満」1,019人となっており、令和4年と比べて「1月以上～3月未満」が半減しており、災害の重症度が低減している。

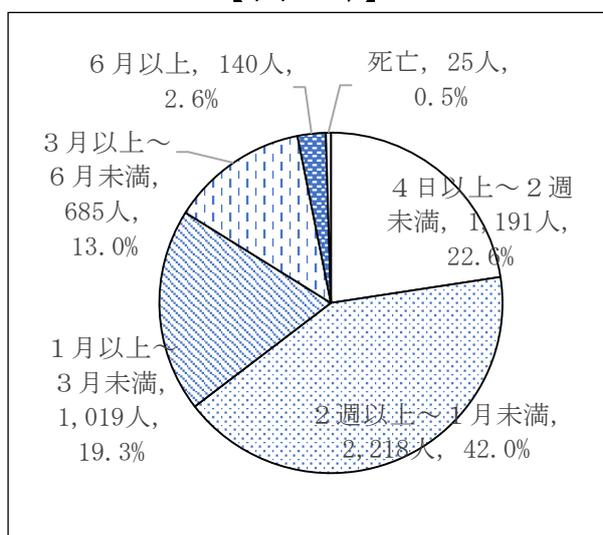
表7 災害の程度別 死傷者数、構成比、対前年増減率

	死傷者数 (人)		令和5年 構成比	令和4年／令和5年	
	令和4年	令和5年		増減数 (人)	増減率
総数	5,130	5,278	100.0%	+148	+2.9%
4日以上～2週未満	1,083	1,191	22.6%	+108	+10.0%
2週以上～1月未満	1,192	2,218	42.0%	+1,026	+86.1%
1月以上～3月未満	2,025	1,019	19.3%	-1,006	-50.0%
3月以上～6月未満	667	685	13.0%	+18	+2.7%
6月以上	131	140	2.6%	+9	+6.9%
死亡	32	25	0.5%	-7	-21.9%

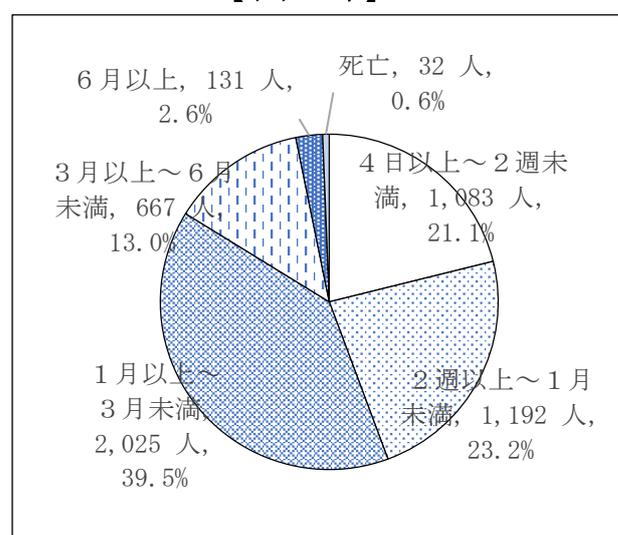
※ コロナ除く

グラフ7 災害の程度別 死傷者数の構成比

【令和5年】



【令和4年】



(5) 事業の規模別

「10人～29人」規模が最も多く、1,353人、25.6%を占め、30人未満でみると全体の4割超（41.6%）を占めている。

また、安全管理者、衛生管理者並びに産業医を選任する義務が生じない規模である50人未満では、全体の約6割（56.8%）を占めている。

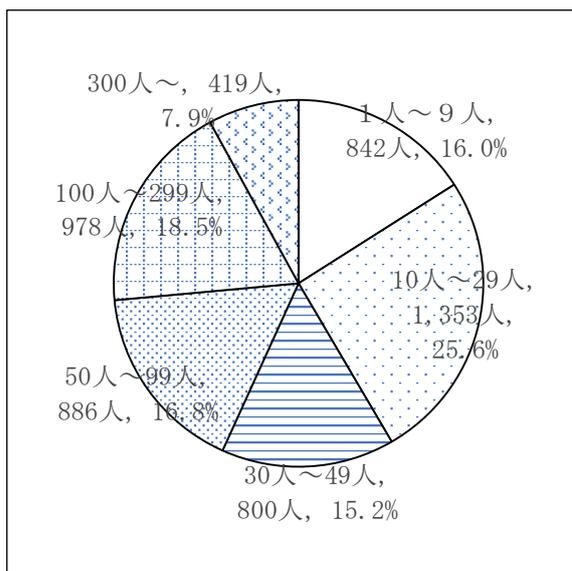
表8 事業の規模別 死傷者数、構成比、対前年増減率

	死傷者数 (人)		令和5年 構成比	令和4年／令和5年	
	令和4年	令和5年		増減数 (人)	増減率
総数	5,130(32)	5,278(25)	100.0%	+148	+2.9%
1人～9人	917(15)	842(10)	16.0%	-75	-8.2%
10人～29人	1,251(8)	1,353(7)	25.6%	102	8.2%
30人～49人	782(3)	800(3)	15.2%	18	2.3%
50人～99人	858(3)	886(1)	16.8%	28	3.3%
100人～299人	880(1)	978(3)	18.5%	98	11.1%
300人～	442(2)	419(1)	7.9%	-23	-5.2%

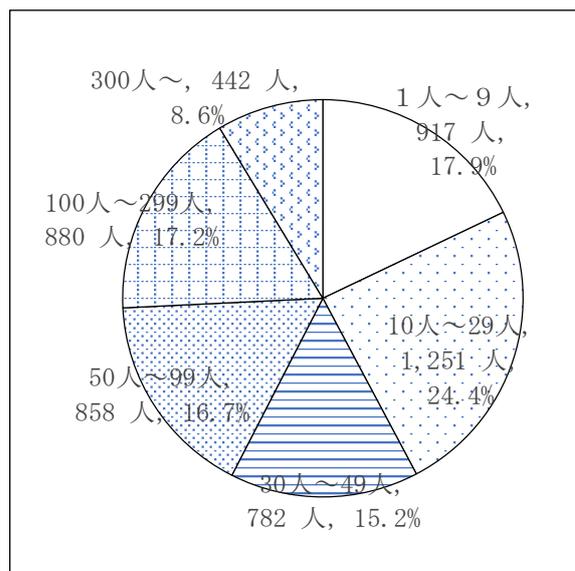
※コロナ除く、()内は死亡者数で内数である。

グラフ8 事業の規模別 死傷者数の構成比

【令和5年】



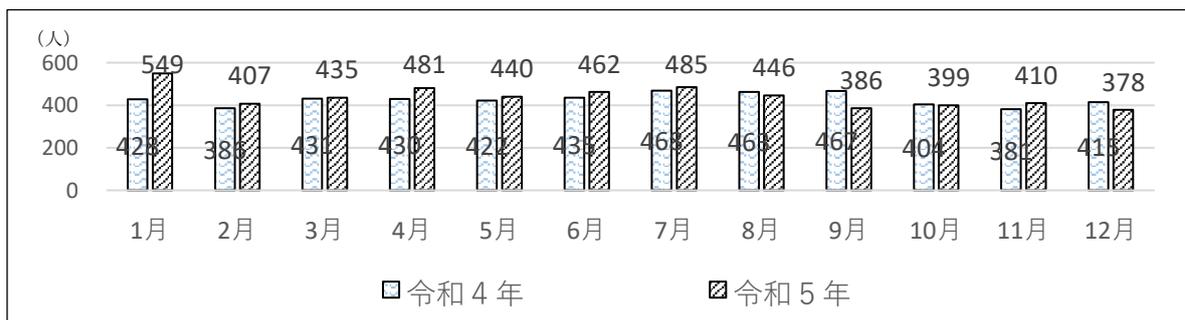
【令和4年】



(6) 災害発生月別

1月が549人で最多となり、次に7月が485人となっている。

グラフ9 災害発生月別 死傷者数



令和5年における死亡災害発生状況一覧表【事故の型別分類】

No.	発生月	発生時間	業種	年代	経験年数	職種	事故の型	起因物	発生状況概要
1	2月	13時台	建設業	20代	3年以上 5年未満	機械工	墜落、転落	開口部	穀物サイロのチェーンコンベヤー据付作業のため、金網状の床面を歩行中にコンベヤー据付予定の開口部(幅80cm、長さ338cm)から墜落した。
2	3月	10時台	建設業	30代	20年以上 30年未満	板金工	墜落、転落	建築物・構築物等	空調設置工事において、2階建て建屋屋上のパラペットの上(幅約20cm)に乗って、空調ダクトの外側にガルバリウム鋼板を貼る作業をしていたところ、約11m下の地面に墜落した。
3	4月	14時台	清掃・と畜業	50代	1年以上 3年未満	技能者	墜落、転落	掘削用機械	工事現場等で発生した残土の受入れ中に被災者がドラグ・ショベルを運転して整地していた際、ドラグ・ショベルごと地山の路肩から3.9mに転落した。
4	4月	9時台	製造業	50代	1年未満	製造工	墜落、転落	階段、棧橋	工場玄関前の全6段、高さ96cmの階段を上がっていたところ、最上段から階段下のコンクリートの地面まで転落した。
5	5月	17時台	接客・娯楽業	40代	3年以上 5年未満	技能者	墜落、転落	その他の乗物	ゴルフコース内の除草のため、業務用カートに乗り、各コースを移動して一人で除草剤散布の作業を行っていたところ、ゴルフコースのOB杭付近の法肩上から約2.5m斜面下の管理道路上で、業務用カートの下敷きとなっている状態で発見された。
6	9月	15時台	接客娯楽業	70代	40年以上	技能者	墜落、転落	地山、岩石	スキー場に於いて、高さ約25m、傾斜角が概ね40度を越えた斜面の草刈り作業に従事していたが、スキー場の斜面下の道路で倒れていたところを発見された。

No.	発生月	発生時間	業種	年代	経験年数	職種	事故の型	起因物	発生状況概要
1	1月	11時台	商業	70代	20年以上 30年未満	技能者	転倒	作業床	マンションの管理人がマンションに隣接する立体駐車場内を巡回しながら融雪剤をまいている最中に足を滑らせて転倒し、後頭部を強打した。
2	1月	14時台	建設業	50代	30年以上 40年未満	ガラス工	転倒	通路	一戸建て個人住宅の窓枠サッシとガラスを結合するビード(ゴム枠)の交換業務が終わり、1階の庭で清掃作業の準備をしていたところ、後に転倒して地面で頭を強く打ち付けた。
3	7月	14時台	商業	70代	20年以上 30年未満	事務員	転倒	階段、棧橋	事業場の建物に通じる外扉を開け、敷地内の建物に向かう途中にある高さ13cmの段差を降りる際、躓き転倒し、頭部を強打し負傷した。

No.	発生月	発生時間	業種	年代	経験年数	職種	事故の型	起因物	発生状況概要
1	9月	9時台	製造業	50代	10年以上 20年未満	技能者	飛来、落下	玉掛用具	ホイスト式クレーン(定格荷重1トン)にナイロンスリング(玉掛用具)で一本吊りした金属製品(137m×123cm×60m、重さ約240kg)の直下で、ショットプラスト加工で発生した鉄粉の除去作業を行っていたところ、ナイロンスリングが破断し、金属製品が落下して直撃した。

No.	発生月	発生時間	業種	年代	経験年数	職種	事故の型	起因物	発生状況概要
1	6月	13時台	商業	30代	1年以上 3年未満	技能者	崩壊・倒壊	荷姿のもの	約2mの長さに切断されたアルミサッシの廃材を約250本束ねた1束の重量が400~700kgの荷が、5段積み上げられた場所の近傍で、新たに同様のアルミサッシ部材を束ねる作業をしていたところ、積み上げられた荷の間に挟んだパレットが荷の重量によって潰れ、荷が傾いたことで、上方の3束の荷が崩れ落ち、そのうち最上段の荷が被災者を直撃したものの。

No.	発生月	発生時間	業種	年代	経験年数	職種	事故の型	起因物	発生状況概要
1	3月	8時台	製造業	50代	10年以上 20年未満	木工	激突され	フォークリフト	工場内の合板棚からラワン合板を取り出す作業をしていたとき、他の労働者が、被災者の後方でエンジンを止めて停車していたフォークリフトの運転席に乗り込むため、エンジンを始動させたところ、フォークリフトが突然前進して被災者の背後に激突した。
2	4月	7時台	製造業	50代	10年以上 20年未満	技能者	激突され	クレーン	倉庫建屋内の監視室で夜勤者からの業務引継ぎを受けた後、同建屋内のスタッカークレーン9台を設置している自動倉庫に行き、約1月前から毎朝経過観察しているスタッカークレーンのレールの亀裂部分を防護柵内に入って確認中、走行してきたスタッカークレーンに激突された。
3	7月	13時台	建設業	60代	30年以上 40年未満	技能者	激突され	玉掛用具	移動式クレーンで長さ5.77m、重量約120kgのH鋼を、つりクランプ1個で玉掛けて縦に吊り上げ、既存の柱の近くに移動して着地させたが、作業者が柱のリップを削る作業をしていたので、別の柱を先に作業するため再び移動しようと、H鋼を地切りして水平移動中に、H鋼がつりクランプから外れて落下し、地面に落ちたH鋼が倒れて被災者に激突した。
4	8月	13時台	林業	50代	5年以上 10年未満	作業員	激突され	立木等	被災者を含めた労働者3人が分かれて伐木作業を行っていたところ、1人の労働者が伐木作業をした木が傾き始め、伐倒方向にいた被災者に伐倒した木が激突した。

No.	発生月	発生時間	業種	年代	経験年数	職種	事故の型	起因物	発生状況概要
1	4月	11時台	製造業	40代	10年以上 20年未満	運転者	はさまれ、巻き込まれ	トラック	納品先から事業場に戻り、トラックから降車し、荷積みのためフォークリフト作業員に声をかけようと事業場内を歩行中、納品のため後退で進入してきた別の事業場のトラックにひかれた。
2	7月	22時台	製造業	60代	40年以上	研ま工	はさまれ、巻き込まれ	研削盤、パフ盤	鏡面研磨機で鏡面加工を行うため、取り付けた加工品(直径36cm、長さ約3m)の心出し作業を、毎分30回の速度で回転させながら行っていたところ、ベアリング支えの調整時に、ロールの端部に取り付けてある金具の押さえボルトに作業着が引っかかり、巻き込まれた。
3	12月	10時台	建設業	40代	3年以上 5年未満	技能者	はさまれ、巻き込まれ	高所作業車	工場建屋の側壁に排気装置を設置する工事において、被災者が高所作業車のバスケット内の操作盤を操作し、同乗する労働者と2人で建屋側壁に排気フード設置用の開口を開ける作業を行った後、被災者が引き続きバスケットを移動させていたが、同乗する労働者が後ろを振り返ると被災者が高所作業車のバスケットの手すりや建屋の屋根部材との間に頸部がはさまれていた。

No.	発生月	発生時間	業種	年代	経験年数	職種	事故の型	起因物	発生状況概要
1	7月	17時台	建設業	50代	10年以上 20年未満	作業員	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	戸建住宅用地の造成工事現場において、外周擁壁の施工に係る型枠組立作業の補助作業に従事し、17時頃に作業を終了して後片付け中に突然ふらつき始め、受け答えができない状態になり、搬送先の病院で熱中症で死亡した。
2	9月	11時台	警備業	60代	30年以上 40年未満	警備員	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	道路拡幅工事において、資材等を運搬するダンプの交通誘導を行っていた被災者が、当該現場外の休憩場所に設置されている仮設トイレ前でうつぶせの状態に倒れているところを、別の警備員が発見した。

No.	発生月	発生時間	業種	年代	経験年数	職種	事故の型	起因物	発生状況概要
1	1月	22時台	接客・娯楽業	20代	1年以上 3年未満	接客員	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	被災者は所属する店舗から他店舗に応援に行くため、片側2車線の国道をバイクで走行中に信号機の無い交差点で、対向車線を右折してきた軽乗用車と衝突した。
2	5月	8時台	その他の事業	30代	10年以上 20年未満	技能者	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	業務応援のため、別店舗に向かう途中でバス下車後、停車中のバス前方の道路を横断していたところ、当該停車していたバスを追い越してきた乗用車と接触した。
3	5月	15時台	建設業	40代	20年以上 30年未満	技能者	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	社用車で現場の見積りに向かう途中、センターラインを越え、大型トラックと正面衝突し、治療のため入院していたが病院で死亡した。
4	7月	15時台	保健衛生業	60代	1年以上 3年未満	技能者	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	訪問介護のため1件目の利用者宅で業務を終えた後、2件目の利用者宅へ向かうため自動車を運転していたところ、対向車と正面衝突し、搬送された病院で死亡が確認された。
5	12月	9時台	建設業	20代	1年未満	配管工	交通事故(道路)	トラック	工事現場において、廃材等をダンプトラックに積み込んだ後、ダンプトラックを一人で運転して事業場が借りる駐車場へ行き、駐車場の前の道路にダンプトラックを停車させて降車したところ、無人のダンプトラックが動き出し、隣家の外構(塀等)との間にはさまれた。

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画のポイント

(2023年度～2027年度) 兵庫労働局



この計画は、国が定めた「第14次労働災害防止計画」（5年ごとに厚生労働大臣が策定）の目標を達成するために、兵庫労働局が重点的に取組事項を定めたものです。

現状の課題

- ◆ 労働災害の発生状況（令和4年（2022年））
死亡者数 32人（新型コロナウイルス患者を除く）
死傷者数（休業4日以上） 5,130人（新型コロナウイルス患者を除く）
- ◆ 労働災害は長期的には減少傾向ですが、転倒や腰痛等の行動災害が増加しています。
- ◆ 死亡災害は、建設業、製造業を中心に依然として多発する傾向がみられます。

計画の目標

【死亡災害】
2022年と比較して、2027年において15%以上減少させる。

【死傷災害】
2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少させる。



兵庫14次防

計画の重点事項

アウトカム指標、アウトプット指標は
※別表を参照してください

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 指標(ア) 2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 指標(イ) 3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 指標(ウ) 4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 指標(エ) 6. 業種別の労働災害防止対策の推進
- 指標(オ) 7. 労働者の健康確保対策の推進
- 指標(カ) 8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

死亡者数・死傷者数の推移



出典：労働者死傷病報告

▶ アウトカム指標（アウトプット指標を達成時に期待される結果） ※別表

(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ②転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- ③増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ②建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- ③製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ④林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ①週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ②自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ②増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※ 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものを。



(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・「転倒の態様に対応した具体的対策」及び「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえた取組の普及促進を図る。
・高齢に伴う身体機能の低下により、転倒災害の発生リスクが高まることを踏まえ、転倒予防体操の周知・啓発を行う。

・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

・第三次産業の実態に即した基本的な労働災害防止対策啓発ツール(動画、マニュアル等)の活用を推進する。
・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルを雇入れ時や作業内容変更時等に活用するよう普及促進を図る。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

・介護作業における身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防対策の普及促進を図る。
・職場の危険の見える化実践マニュアル(社会福祉施設)の普及及び指導での活用を図る。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を推進する。
・高齢者の身体機能の低下に伴う労働災害を防止するため、「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」の活用に向けた普及啓発を行う。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・外国人労働者を雇用する事業場に対して、労働災害防止に関する標識や絵表示等の掲示について周知し、併せて厚生労働省が作成した母国語に翻訳された視聴覚教材や安全衛生教育マニュアルの活用について周知を行う。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(荷役作業における安全ガイドライン)」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。

・陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む)に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」を周知し、荷役作業時の墜落・転倒災害の防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を推進する。

・墜落・転倒災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

・建設工事の設計段階から、施工作業の危険性を低減するため、建設業のリスクアセスメントの普及を促進する。
・「足場からの墜落・転倒災害防止総合対策推進要綱」の普及促進を図る。

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が発生した事業場に対し、原因の究明と機械設備の本質安全化及び防護措置(停止と隔離)について重点的に推進する。
・非定常作業におけるリスクアセスメントの普及促進を図る。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(伐木等作業の安全ガイドライン)」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。
・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制設備ガイドライン」等について周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう周知する。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする

・年次有給休暇の取得及び長時間労働の抑制について、労働衛生週間及び準備期間を中心に、監督部署と連携の上集中的な広報を実施し、特に、勤務間インターバル制度の導入、働き方改革推進支援助成金、働き方・休み方改善コンサルタントの活用及び企業の好事例・運用マニュアルの周知を図る。

・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

・労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルズ指針)に基づく対策の普及促進を図る。
・ストレスチェックの実施、その結果を基にした集団分析及び集団分析を活用した職場環境の改善を促進する。

・メンタルヘルズ対策(50人以上)に取り組む事業場の割合を2027年までに100%を目指す。

・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

・メンタルヘルズ対策の取組が進んでいない労働者数50人未満の事業場を中心に、取組に対する支援等を行うため、兵庫産業保健総合支援センターが行うメンタルヘルズ対策支援、研修会・セミナーの活用及び研修ツールや好事例等が掲載されているポータルサイト「こころの耳」の活用について周知する。

・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年9月策定・令和4年3月最終改定)に基づき、事業者は、事業場内の産業保健スタッフや医療保険者等の事業場外資源との連携を図り、労働者の健康保持増進に努めるよう周知を図る。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(SDS)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

・労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」の円滑な施行に向けて周知・徹底を図る。
・化学物質に関するラベル表示・安全データシート(SDS)交付の徹底と化学物質に係るリスクアセスメントの実施等、「ラベルでアクション」プロジェクトの周知・徹底を図る。
・厚生労働省委託事業を通じた化学物質管理に係る相談窓口、訪問指導、リスクアセスメント実施支援等の周知を図る。
・「化学物質による危険性又は有害性等の調査に関する指針」の周知啓発を図る。

・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

・「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく措置の徹底を図る。
・JIS規格に適合したWBGT指数計の使用を促進し、WBGT値(暑さ指数)の把握とWBGT値に応じた作業環境管理、作業管理の徹底を図る。